

石川県公報

令和6年1月26日

第13676号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		正 誤	
○県道の区域の変更 (道路整備課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	3
○県道の供用の開始 (同)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	4
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	2	○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	5
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	2		
公 告			
○石川県告示第5の2号の公布公告 (税務課)	2	○令和5.10.31号外第64号中	5
○令和5年度狩猟免許試験の変更の公告 (自然環境課)	3		

告 示

石川県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年1月26日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
城山線	七尾市天神川原町ヲ84番1地先から 七尾市天神川原町ホ48番1地先まで	旧	10.77～25.06 21.9	中能登土木 総合事務所 維持管理課
	七尾市天神川原町ヲ84番1地先から 七尾市天神川原町ホ48番1地先まで	新	18.08～29.76 21.9	
	七尾市藤野町イ49番2地先から 七尾市藤野町イ58番1地先まで	旧	14.33～20.81 20.5	
	七尾市藤野町イ49番2地先から 七尾市藤野町イ58番1地先まで	新	20.04～24.27 20.5	
珠洲里線	珠洲市若山町上山式七字5番1地先から 珠洲市若山町上山式字8番2地先まで	旧	7.08～22.34 149.8	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	珠洲市若山町上山式七字5番1地先から 珠洲市若山町上山式字8番2地先まで	新	10.97～29.40 149.8	

石川県告示第29号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年1月26日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
城山線	七尾市天神川原町ヲ84番1地先から 七尾市天神川原町ホ48番1地先まで	令和6年1月26日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
珠洲里線	珠洲市若山町上山式七字5番1地先から 珠洲市若山町上山式字8番2地先まで		奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和6年1月26日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般県道	城山線	七尾市天神川原町ヲ84番1地先から 七尾市天神川原町ホ48番1地先まで	中能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	珠洲里線	珠洲市若山町上山式七字5番1地先から 珠洲市若山町上山式字8番2地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年1月26日

石川県告示第31号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、令和6年2月1日から施行する。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

2の金沢市の表11の項中「金沢市本町1丁目」を「同左」に改める。

2の小松市の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

2の七尾市の表中5の項を削り、6の項を5の項とする。

2の輪島市の表中5の項を削り、6の項を5の項とする。

公 告

石川県告示第5の2号の布告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第5の2号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第32条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例の規定による申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割及び種別割(賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。)並びに狩猟税の申告納付に係るもの並びに軽自動車税の環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月12日

石川県知事 馳 浩

指 定 地 域
富山県
石川県

令和5年度狩猟免許試験の変更の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により実施する令和5年度狩猟免許試験について、次のとおり変更する。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

場所

(変更前) 能美市辰口町ヌ10
辰口福祉会館
交流ホール

(変更後) 小松市大島町丙42番地3
小松市民センター
セミナールームA、B及びC

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキまめだ大通り店
金沢市南広岡町ハ37-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年9月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,335平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 53台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 46平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.2立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3か所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和6年1月17日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和6年1月26日から同年5月26日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年5月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和6年1月29日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	三室地区	県営土地改良事業 計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	敷浪地区	県営土地改良事業 計画書の写し	宝達志水町農林水産課
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	林・戸津地区	県営土地改良事業 計画書の写し	小松市経済環境部農林水産課
農業用施設石綿対策 特別事業	田尻地区	県営土地改良事業 計画書の写し	加賀市産業振興部農林水産課

県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和6年1月29日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月26日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	出萩池地区	県営緊急防災工事 計画書の写し	志賀町農林水産課

正 誤

令和5年10月31日発行の石川県公報号外第64号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
1	鳥獣保護区の存続期間の更新	森林鳥獣生息地	集団渡来地
5		渡り鳥当	渡り鳥等
		同主要地方道を南西	のと里山海道を南西
		野と里山街道	のと里山海道

